特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田小川町二丁目3番地12に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民・生活者・中小事業者など環境保全や環境マネジメントの流れから取り残されている各主体に対して、環境保全活動への参画基盤の提供並びに環境マネジメントに関わる情報・各種ツールスの提供などの事業を行い、わが国における環境保全・環境マネジメントの仕組み創りを国や地方自治体等と協調して推進すると共に、環境リレーションの健全な発展のための啓発・普及などの活動を通じてより多くの人々を環境配慮の仕組みに巻き込み、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動 (特定非営利活動促進法第 2 条別表の 2 号に該当する活動)
- (2) まちづくりの推進を図る活動(特定非営利活動促進法第2条別表の3号に該当する活動)
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (特定非営利活動促進法第 2 条別表の 6 号に該当する活動)
- (4) 環境の保全を図る活動 (特定非営利活動促進法第 2 条別表の 7 号に該当する活動)
- (5) 国際協力の活動 (特定非営利活動促進法第 2 条別表の 11 号に該当する活動)
- (6) 子どもの健全育成を図る活動(特定非営利活動促進法第 2 条別表の 13 号に該当する活動)
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (特定 非営利活動促進法第 2 条別表の 19 号に該当する活動)

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ①環境保全における大衆の参画基盤構築事業
- ②環境パフォーマンス向上に資するシステム提供事業
- ③環境保全・マネジメントに関わる情報提供事業

- ④環境アミューズメント普及事業
- ⑤上記の諸活動を行う団体の支援
- ⑥上記の諸活動に関わる啓発・教育・研究
- (2) 収益事業
- ①広告掲載事業
- ②出版事業
- ③物品貸付事業
- 4)物品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、レスポンシブル会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) レスポンシブル会員
- この法人の目的に賛同し、運営を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 登録会員
- この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体(以下会員たる個人を「個人登録会員」、 会員たる団体を「団体登録会員」といい、両者を統合して「登録会員」という。)

(入会)

- 第7条 レスポンシブル会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
- (1) この法人の目的に賛同する個人及び団体であってこの法人の運営を推進するために入会した個人や団体
- 2 レスポンシブル会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 レスポンシブル会員及び登録会員は、総会において別に定める入会金及び会費を 納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事3人以上 10 人以内
- (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは 理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終決するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は理事をもって充てることができる。
- 4 事務局の組織及び運営ならびに職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、レスポンシブル会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同
- じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、事業年度終了後3か月以内に毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) レスポンシブル会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシ ミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席したレスポンシブル会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、レスポンシブル会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したレスポンシブル会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又はレスポンシブル会員が総会の目的である事項について提案した場合において、レスポンシブル会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 4 前項の規定により総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各レスポンシブル会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できないレスポンシブル会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他のレスポンシブル会員を代理 人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決したレスポンシブル会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用

については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有するレスポンシブル会員は、その議事の議決に 加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) レスポンシブル会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2)前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称
- (3)総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4)議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内 に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 前項の規定により理事会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該理事会が終結したものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したもの とみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をした ことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議 事録を作成しなければならない。
- (1)理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4)議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益 事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益 事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したレスポンシブル会員の 4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項については、所 轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。) したときは、所轄庁に届け出なけばならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) レスポンシブル会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、レスポンシブル会員総数の4分の3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会においてレスポンシブル会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示し、かつこの法人の公式ホームページ に掲示し、また必要があるときは、官報または日本経済新聞に掲載して行う。ただし、法第2 8条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の ホームページにおいて 行う。

第10章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 鈴木敦子

副理事長 金子篤史

理 事 針谷博史

監 事 小杉定久

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) レスポンシブル会員 入会金1万円、年会費1万円
- (2) 個人登録会員 入会金0円、年会費1口5千円:1口以上
- (3) 団体登録会員

【地方公共団体】

入会金 10 万円、年会費1口5万円:1口以上

【その他の団体】

従業員 50 人以下:入会金0万円、年会費1口5万円:1口以上 従業員 100 人以下:入会金5万円、年会費1口5万円:1口以上 従業員 101 人以上:入会金 10 万円、年会費1口5万円:1口以上

平成 15 年2月 24 日制定 平成 18 年6月 1 日改正 平成 21 年5月 1 日改正 平成 24 年7月 7 日改正 平成 29 年7月 11 日改正 平成 30 年1月 4 日改正 令和 7年 9月8日改正